

## パウル・エルトマン『法學に於ける利益と概念』（一九三一年）

早川，保

<https://doi.org/10.15017/14528>

---

出版情報：法政研究. 2 (2), pp.223-242, 1932-03. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：



# Paul Oertmann, Interesse und Begriff in der Rechtswissenschaft 1931

早 川 保

一 この書は法學に於ける二大潮流、概念法學と利益法學との對立に關しエルトマンが自己の立場を辯護し Heck, Müller-Erzbach, Fuchs 等極端なる利益法學者に對抗し獨逸民法第二草案（現行法は第二草案を數個所修正した第三草案が採用されたものである）が立法的にみて第一草案の概念的なるに比し如何に政策的目的論的に修正されてゐるか、概念が法の論理、發展、統一、組織立てに如何に不可欠のものであるかを個々の條文に就き具體的に實證し、大審院の判決を辯護し、社會の利益を尊重すると共に概念の重要性を強調した論文である。

最後に附録として約二五頁に亘りフックスの批判にする再批判がかゝつてある。論述の要旨は前論文と變りな

い。

二 本論文の章節の區分はおそらく適當でない様である。その形式的組織立てに於てけつして明瞭な標準に基いてゐるものゝはいひ得ない。筆者はそこで適宜筆者自身の考により配列を變更しその内容の紹介に總べての重點をおくこゝにした。

三 本書の内容は大體四つの部分に分ちうる。

- (1) は概念法學と利益法學との争ひに關する一般的、歴史的素描であり、
- (2) は個々の民法の規定につき概念法學に所謂『概念』と利益法學に所謂『利益』との具體的實證的檢討であり、

(3) は概念の種類性質に關する分類的解説であり、

(4) は法律構成 (juristische Konstruktion) に關する吟味である。而して(2)と(3)の部分殊に(2)の部分が本書の最も重要な力點といひ得るであらう。以下この四つの部分につきエルトマンの所説の極めて大體を寫し出してみよう。

×

×

×

一 概念法學と利益法學とはけつして相排撃し合ふ對蹠物ではない。未だかつて法の概念を使用せずして立法され著述された事はなかつたし事實上不可能でもある。Heck, Müller-Erzbach 等の如き利益法學の強調者の著作に於てもこの點同様である(二頁)。

この兩法學の對立は『概念』と『利益』をどの程度に評價しこり入れるかといふ多い少いの問題であるが、この二つの考察方法の間に境界線をひく事は可能であるし必要でもある(二頁)。概念法學より利益法學への過程をこつた者で最も注目されるのは Jhering である。然しあくまでローマ法の支持に終始して譲らなかつた同時代の人に Windscheid がある(二頁)。概念法學に屬する代表的人物に Windscheid, Zitelmann, Gerber, Sohm があり、利益法學者として Jhering, Fuchs, M. Rümelin, Heck, Müller-Erzbach 等がある(二頁)。

十九世紀末葉より廿世紀の初頭にかけて特に顯著に、今日に於て猶多く支配的である説明方法はけつして概念法學の影響から脱し得たものでない。青年時代の學問の決定的な印象をヴァントシャイト學派に受取つた吾々は未だに概念的な論議の過重評價から脱してゐない(七頁)。

獨逸民法に於ても亦然りで第一草案の概念的個人主義的傾向から第二草案の政策的目的論的傾向への轉向は極

めて不完全で緩慢なものであつた（八頁）。

他方に於て之に反對に社會學的に極端な傾向があつた。その代表的な人に Ernst Fuchs がある。Pick の遙かに微温的な實證的説明に於ても次の様な言葉がある。即ち『權利主體の經濟生活に同様な影響を有する總べてのものは一つの概念を考へなくてはならぬ。權利主體の經濟圏内に異なる効果を及ぼすもの總べては異なる概念を考へなくてはならぬ』<sup>7)</sup>。 (Die Lohnbeschlagnahme nach Österreichischem und Deutschem Recht, Wien 1900—Sonder-Abdr. aus Grünhuts Zeitschr. Bd. XX VIII S. 77) (八頁)。

この説によれば擔保的（信託的）所謂權權移轉（Sicherungsübereignung）を直ちに質入の概念にこり入れることになり占有改定（Besitzkonstitut）に依る質入を禁止する獨逸民法一二〇五條の規定と衝突することになる（九頁）。

例へばまたヘックの『債權法綱要』（Grundriss des Schuldrechts）一二六頁、三二三頁以下に於ける消費貸借（Darlehn）に關する論述に於て利息附消費貸借を双務契約としてゐる。之は貸主が元本の利用を與へ借主が其對價（Engelt）として利息の支拂を承諾するといふ事を唯一の根據としてゐるので元本の返還義務がそれとは無關係に片務的に存在してゐる事にヘックは思ひ至らなかつたからである。その證據に彼は無利息消費貸借は双務

契約に非ずして好意契約 (Gefälligkeitsvertrag) に屬するものも考え様を欲してゐる (九頁)。

二 以上は二つの思潮の一般的歴史的概観であるが次にその所謂『概念』と『利益』を個々の民法 (獨逸) の規定につき検討してみる。

(1) 吾々の行爲が法的考察の下におかれるときその動機目的を考察する事が困難な問題を解決する鍵である。然しその點を考慮するに當つても一定の限界がある。即ち一方又は双方當事者の利益がたゞひ明らかに證明し得べきものであつても、その利益から疑ひなき當事者の意思を修正してはならないといふことである (二二頁)。

それは特に終意處分 (letzwillige Verfügung) に於て明瞭である。終意處分は被相續人の明瞭な意思により解釋さるべきであるといふことは一般的に熟知されたことであるがその最終意思 (ultima voluntas) は四圍の事情の合意的判斷により當事者がおそらくはかう欲したであらうといふ點から修正することは出來ぬ。たゞ錯誤の場合 (獨逸民法二〇七八條) に例外がある。それは然し錯誤に基く意思表示は取消されうるといふ消極的理由に基くもので積極的に當事者の意思が斯くなりしならんといふ理由に基くものではない。

更に事務管理 (auftraglose Geschäftsführung) がある。この場合には『本人の意思を考慮して』 (獨逸民法六七七條) 本人の利益がそれを要求するであらう様に管理すべき旨規定してゐる。そしてその前提である第三者の

法律行為の範圍内に委任に基かずして侵入しうる場合並びに限度は本人の意思を標準とすべきである（獨逸民法六七八條）。その意思たるや現存のものたるを要しないが確定しうる意思、その意思なき場合には推測しうる意思によるべきである。更にその意思が錯誤に基く場合には本人の利益により解釋さるべきである。かくて當事者の意思が第一義的であり利益考慮が補充的役割をもつ（二二頁—二三頁）。

附從性（Accessorität）なる法律概念に於て例へば夫が賃貸借契約をなしたる場合に於ける妻の副署（Munterschrift）の如く、妻の夫に對する從屬的地位が例へば催告、通知、賃貸借契約の消滅の場合にみる如く法律行為當事者の双方にミつて利益相一致するべき問題は簡單である（二五頁）。然しながら屢々一方當事者の利益は他方當事者の利益と一致しない。その場合に通常法律行為の約款殊に定式約款（Fixklausel）に就いてその法律行為の創設者（Urheber）の利益の爲に解釋するといふ事は必ずしも常に習慣と正義に合致するものではない。借家契約、運送契約、保險契約等に於て特に然りである（二六頁—二七頁）。

(2) 當事者が自律的に彼等の法律行為の内容を決定する事が出来るといふ事は法律政策的にみていゝ事である。此點は特にヘックに於て強調されてゐるが極端に走りすぎてゐる。彼は動産の引渡を論ずるに當り法典の引渡主義（Traditionsprinzip）により保存されてゐる明認或は公示の利益（Sichtbarkeitsinteresse od. Publizitätsint-

erzesse)を當事者の意思を重要視するあまり輕視し、その結果占有改定による獲得の基礎として或法律關係が存在してゐなくてはならぬといふ要件を否定するといふ現行法に全然反する結論に達してゐる(一七頁)。

(3) 法律行為が公序良俗に反する場合の取扱法に二つある。

(イ) 當事者の——明示され、或は表示されたもの——推斷されうる——意思が法あるひは道德に違反するときはその法律行為はその意思を顧慮せず他の意思内容に従つて效力を發生する。即ち一部無効の場合である。

(ロ) その意思はそれに基づいてゐる個々の法律行為の約款 (die darauf beruhende einzelne Geschäftsklausel) 従つてときには全部の法律行為を無効とする(獨逸民法一三九條)。即ち全部無効の場合である。

現行獨逸民法は全體として、一三四條、一三八條、一三九條により明なる如く(ロ)の制度をこる(一八頁)。

(4) 法規の解釋にあつては特に例へば消滅時効制度の如く規定の形式論理的展開からはけつして説明されぬ場合が多いそれは唯法律政策的にみてのみ説明されうる。然しながら次の諸點が留意されねばならぬ、即ち

(イ) 法規がその文言、發生の歴史、あるひはその他の規定との關係上一義的であるとき他の意義決定の必要もなく餘地もない。この點からみてヘックの物權法二三四頁以下に書かれてある動產物權に於ける引渡主義(Traditionsprinzip)に對する鬭争はあやまれるものこそなければならぬ(二〇頁)。



（ロ）例へば獨逸民法四六五條、四六七條に於てみる如く既に實體法として固定化された判斷は無條件に拘束力を有する（二三頁）。

（ハ）私的利益考慮（Private Interessenabwertung）が、解釋せらるべき法規を、その事に關し一義的な他の法規と衝突しめ、或は現行の法律秩序を全體として支配してゐる諸原則に反せしめる様な場合には制限を受ける。例へば故意過失なくして起つた損害に對しては數多くの例外はあるが通常責任を負はないといふ指導原理の如き。そしてこの事は『責任』を規定した法文の解釋にあたり忘れられてはならぬ。例へば獨逸民法六一八條（二三頁）。

（五）然しながら利益考量による解釋自體がけつして容易なものではない。特に一つの規定がいくつかの矛盾し合ふ立法的指導精神の折衷に基く場合に於てその各の採用の程度、範圍が不用瞭な場合、あるひは二つの相反する利益評價のその何れが規定の根本をなしてゐるかゞ疑問なるまき然りである（二五頁）。

（六）次に法規の解釋にあたりその缺陷を補ふ方法に二つある。類推（Analogie）と反對解釋（Umkehrschluss, Argumentum a contrario）である。反對解釋も類推も一定の一般的實質的價值判斷なくして考えられない事は明白であるが、この際形式主義法學者はその事の形式的類似性に決定的重點をおくに反し目的論者（法律政策論

者)はその重點を行爲の實質的内容に置きそれが法律政策的にみて類似の、あるひは異なる觀點に基いてゐるかさうかに判斷の標準を置く。反對解釋の一例として瑕疵擔保の場合の解除(Wandelung)に關する獨逸民法四六七條を舉げうる。即ち同條に於て一般契約の解除(Rücktritt)に關する三四九條の準用なきが故に後者の如く、法律行爲の相手方に對する一方的なる意思表示によつては效力を生じない。類推の一例としては八三三條の家畜飼養の規定がバクテリア培養の場合に擴張解釋される場合を指摘しうる(二六頁—二九頁)。

(7) 特に裁判官の公平、信義誠實の原則による利益考量が注意されねばならぬ(三〇頁)。

(8) 『利益』の探求と評價に對しておそらく最も重要な意義を有するものは立法政策である。第一草案と第二草案が此間の消息を最も明瞭に表はしてゐる。だが道德、宗教、社會觀等の定言的命令が重要視されるべきとき例へば離婚、姦通、墮胎、死刑等の問題に於て、あるひは財産法に關し例へば相續契約(獨逸民法二一二條)等に於て、單に便宜主義的、功利主義的、世界觀はけつして最後のそして最高のものではない(三四頁)。

(9) 法律概念と法の目的論的利益考察との關係に於て注意すべき最も重要な事は未だ與えられてゐない法の内容を概念から導き出そうとすること、あるひは既にあたえられてゐる法の内容を概念により説明せんとすることである。いふまでもなくそれは誤りである。例へば獨逸民法七九四條の無記名證券(Inhaberpapier)に於て、自

己の意思に反して取引界に流通した場合に於ける發行者の義務はある法律政策的な見地に立つてゐるのであつて創造説（Kreationtheorie）からは説明されない。創造説は法の内容を組織的に把握せん爲の技術的な考へ方に過ぎないのである（四四頁）。

三 以上『利益』と『概念』との相互關係に關する實證的研究を更に明確ならしめる爲に法概念そのもの、種類性質を吟味してみる。

(1) 先づ發生的にみれば法以外の分野に屬するもので單に法によつて使用せらるゝ概念がある。それは（a）例へば獨逸刑法二一一條『故意に人を殺せる場合』といふ如く抽象的構成要件の形成に當り、或ひは（b）例へば同條『人を殺せる者は死刑に處す』といふ如く立法者によりその構成要件に結びつけらるべき法律效果の確定並びに制限に當り、出てくる概念であつて、之を性質別すれば次の如くである（四八頁）。

（イ）物の概念（人、動物、身體、物、土地）。

（ロ）狀態の概念（生命、健康、自由、獨逸民法八二三條參照）。

（ハ）事件の概念（『殺す』、『損傷する』）。

（ニ）倫理的あるひは社會的評價概念（『善良の風俗』、『信義誠實』）。

(ホ) 法的關係の概念（『所有權其他の權利』——獨逸民法八二三條一項）。

(2) 次に法以外の概念で立法者によりその固有の目的の爲め適宜つくりかへられた概念がある。例へば獨逸民法九〇條の意義に於ける『物』、九三條乃至九五條に於ける『同體的構成部分』なる概念の如きである。此の概念は歴史性を有する（四九頁）。

(3) 次に純粹に法律的な概念がある。例へば消滅時効、取得時効、損害賠償、『責に任ず』（獨逸民法二七六條）、不可抗力（獨逸民法七〇一條）、連帶債務關係の如きである（五〇頁）。

(4) 法以外の（*ausserrechtlich*）諸概念を純粹に法的なる（*reinrechtlich*）概念との區別を交叉して更に他の對立がある。即ちそれは法的諸基本概念（*Grundbegriffe*）の純粹に法内容的概念（*rein rechtinhaltliche Begriffe*）との間の對立である。前者は單に形式的秩序、分類法（*Systematik*）の概観性に役立ち實定法により、その個々の條文の配置構成に役立つ爲にこり入れられた概念である。或る意味に於て(2)に逆にこりあつかはれた概念で、純粹な法的概念がその本來の意義内容から離れて、學問的に秩序立てる爲の意義に用ひられる場合である。例へば法、法源、法律行爲、契約、權利主體、義務等の概念の如きである（五〇頁—五一頁）。

(5) 次に法的諸基本概念の法内容的概念に對する關係を更に詳説する。

（A）基本概念。

基本概念の重要性は次の諸點に存する。

（イ）秩序立（Ordnung）に於て（五四頁）、

（ロ）劃一的表現（Darstellung）に於て（五六頁）例へば獨逸民法二七六條に於ける『責に任ず』（*vertetbar*）なる文字の適用が一律なる點にみる如く。

（ハ）更に私が *Stoffökonomie* 三名付けるものの利益に於て、例へば獨逸民法八二三條一項の『違法』なる抽象的概念の使用によりその違法の何んたるやを具體的判斷に委かし個々の違法なる場合の列擧を省略してゐるが如きである（五六條）。

基本概念は直接法文の表面に浮び出てゐないのを通常とする。例へば權利能力なる概念はその前提として個々の權利（*subjektive Rechte*）なる概念を根底においてゐる（五七頁）。

シュタムレルの言によれば具體的意義に於ける——形而上學的な意義に於けるものに非ざる——法理學（*mathematische Rechtsphilosophie*）は常に變化する内容をもつた自然法をその研究の對象とする。そしてそこから生れてくる概念例へば權利主體、權利の目的、法律行爲、正當防衛、終意處分、賣買、婚姻等はその限りに於てなる

はごアプリアリなものではないが然も超實定法的のものである（五八頁）。

（B）實定法的概念。

實定法的概念はアプリアリな概念に比して無限に多い、だが注意すべきことは現行法律秩序内に於ける一つの概念の原則的承認（*Grundsätzliche Anerkennung*）から何等一定の法内容は歸結されないといふことである。吾々はその爲には與えられた個々の實定法的諸規定から現行法の範圍内に於ける概念の種類と意義を歸結すべきである（五九頁）。（この點を説明する爲にエルトマンは、獨逸民法三四七條の解除（*Rückschluss*）、三八九條の相殺（*Aufrechnung*）を引用説明し更に以下數頁、獨逸民法の個々の規定に就き實定法的概念を詳細に解説してゐる。）

四 『所謂法律構成（*juristische Konstruktion*）は諸法概念の問題と不可離の關係に立つてゐる。吾々はそこで個々の法の諸問題を學問的に説明する爲に、獲得せられた諸法概念の適用を、あるひは組合はせを理解せなくてはならぬ。法律構成はかくて諸法文あるひは諸法概念の把握並びに認識を不可缺の先行條件として——前階梯といつてもいいが——豫定してゐる。』（七〇頁）。

法律構成は色々な方法で行はれる。

(a) 『立法者により。立法者は持ち出された規定せらるべき抽象的構成要件 (Tatbestand) をそれに適當する、彼により形づくられ使用された、一つあるひは諸種の概念の下に持つてこうする。』茲では法内容自身に獲得が問題とされてゐるのでなく、如何なる諸概念の助けにより當該の法内容が披術的に最もよく、最も合目的に形成されるか、いはゞこゝに入りられるかといふ問題をこゝにあつかふ。例へば他人の物に關する有效なる處分が發生する責任が法律技術的に不當利得の觀點の中にこゝり入れらるべきや否やの問題である、獨逸民法八一六條はこれを肯定してゐる。

(b) 『實際に法を適用する場合に於ける構成は前述の場合と全然異なる。』こゝでは自由法説の遵奉者たゞくば Stampe 利益法説の遵奉者例へば Stoll が是認する様に當該の具體的な法律要件を抽象的な法律要件の中に包攝する (Subsumption) をこゝにあつかふ。そこでは形式論理のみが支配するのでなくて『價值判斷と意思決定』(Werturteile und Willensentscheidungen) が屢々決定的な役割を演ずる (こゝには既に私 (エルトマン) は一九〇九年の總長演説『法規の強制と裁判官の自由』(Gesetzeszwang und Richterfreiheit) に於て叙述した。

(c) 學問的な構成についてみればそれは立法者による構成と似てゐる。即ち學問的構成も亦引き合ひに出された抽象的な法律要件をこゝにあつかはねばならぬ。その法律要件を學問的構成は法規により既に設定された一定

の觀點の下に技術的に把握し説明しようとする。勿論これは立法者により殘された餘白を充たす爲め、そして單に法規から生ずる法内容の、法律技術的あるひは概念的説明の爲に補助的に考慮されるにすぎぬ。かくて債務引受の有効なるが爲に立法者により要求せられた債權者の同意（獨逸民法四一五條）の説明に獨逸民法一八五條の意味に於ける他人の權利に關する處分といふ法律技術的概念か、あるひは兩債務者の共同申込債權者の承諾なる概念かの何れをさるべきや、連帶債務關係を單一説、複數説あるひは折衷説のいずれの觀點に於て考察すべきやは構成の問題である（七一頁）。

また法律構成はそれが依存してゐる概念を育ぐくみ研究することと同様にけつして不適當且つ非效果的な概念法學ではない。尤も吾々が構成的手段を以つて未確定の法内容を獲得しようとするならば極めて容易にそれに墮し易い。吾々が一つの形式的なけがれない構成を以つて一つの法内容の現實的意義を創造し得たに信じその法律政策的內容の研究、その法内容の根底に實質的に横はつてゐる、あるひは反對に法内容を通じてふれらるべき利益の研究なしですますことが出来るいふことを信じた丈けでも亦然りである。利益法學がかゝる迷妄におちるらぬ様に吾々を保護し以前に存在してゐたさういふ誤りを根絶したいといふことはその最も大なる貢獻の一つである（七二頁）。



構成はむしろたゞ吾々に諸法的現象の正しい理解、適當な配置を容易ならしむべきものである。構成はそこで單に、形式的には概念に、實質的には諸種の目的論的觀點の下に於ける配置に重要な役割を演ずる。吾々が賃借人の妻が賃貸借契約の副署をなす場合に於て、そうすることが賃借人の地位を、特に法定質權の擴張により、強めることを意味するものとしたかめるならば、吾々はその企圖せられた法律效果をおそらくは保證債務關係といふ法定型（Rechtsfigur）により最もよく説明しうるはずである。獨逸民法四一五條の場合に於ける免責的債務引受（befreiende Schuldübernahme）に於て吾々はすでに述べた様に何が當事者の關係並びに利益によりよく適合するかといふことを疑ひうるであらう。即ち債權者に對する兩債務者の共同申込の承諾がそれとも他人の債權に關する無權利者の處分の承諾とみるべきかの問題がある。その問題に於て當然事案の過程を規定してゐる個々の法規の文言が重要な役割を演ずる（七三頁）。

吾々が右の中のどれに決定するかは今問題ではない。だが此際學問的考察をなすに當り『何故に然あるか』を指示するのみでは充分でなく更に『それは何であるか』を確める必要がある。それが、假令ヘツクの言を用ふれば、單に『適當な術語並びに體系中に於ける地位』（ヘツク債權法綱要。三一七頁）を取扱ふだけであつても構成の非常に大きな使命である。その重要性をヘツクは明かに全然重要視してゐない。（七三頁）。

『無論構成も亦時ミ場所ミを超越した結果を要求しようとするこの出来ないことは明かである。それは常に  
ある一定の法律秩序の根底の上に行はれる。即ち構成は數個の法律秩序にミつては、そこに於て使用せらるゝ諸  
概念並びにそれ等の概念により説明せらるべき法内容が共通であるか同種類のものである限り、非常な價值を有  
する。故に例へばローマ法の質權ミ現行法の質權ミを同じ様に解釋することは許されない。蓋し兩法律に於ける  
附從性の要件は本質的に違つて形成されてゐるからである。ローマ法の質權は、ヘックの反對にも拘はらず、私  
が今猶信ずる如く本質的に附從的なものであつたにしろそこから現行民法の質權に對し何物も生れてきはしな  
い。そして吾々がその附從性を質權の概念的必要要件ミして一般的に定めようとしたらそれは非常に粗漫不當  
自然法張り (Grobungehörige Naturrechtel) を含むことになるであらう。——請求權より脫離せる所有者抵當  
("Forderungsentkleidete" Eigentümershypothek) といふ單なる事實だけで、吾々がそこでその物に土地負擔以外  
の何物をもみるべきでないとしたところで、既にかゝる先入心を覆すものである。』(七四頁)。

『もう一つ他の問題は勿論かうである、即ち吾々が少くも動產質權も亦民法の意義に於て附從的ミして考  
えるべきではないかといふことである。その問題を私は、ヘックに反對して、斷然肯定すべきであると思ふ。それ  
は既に一二五二條から出てくる。ヘックが其の反對意見の根據とする豫め質入するこの可能性はそれをいさ、

かも證明するものではない。それによつては單に質入の構成要件が既に將來の、あるひは條件附の請求權に對して充足せられうるこいふこゝが考えられる丈けである。然しながらそれを言明するこゝろの一二〇四條も更に他の一つの規定も質權がそれによつて現在のものとして既に發生するとは言つてゐない。一二〇九條が質權の順位を豫めの設定行爲によつて確定せられうるものとしてそれは反對意見を支持するものでなく、それに反對するものである。即ち若し豫めなす設定が既にそれによつて完全なる質權を成立せしめるものとしたら一二〇九條は自明以外の何物をも含んでゐないことになる。他方に於てそれは順位が或成立した質權の承諾によつてのみ正當付けられうるこいふ事即ち豫めなす質入は單に期待權を設定するのみであるこいふ事——其の期待權は大抵の他の期待權とおなじ様に既に順位を確保する効果を持つてゐるのであるが——に關するのではない。この受諾によつて、附從性といふ構成的概念が豫め質入するこゝの法律政策的に實際上欠くべからざる許容と完全に一致する。吾々がそのやうに構成するのは決して、それを一つの希求せられた、だが尙ほ實定法的に證明し得ない結果を獲得しようとする偏頗な考をもつてするのではなくて二つの現存する實定的規定（一二〇四條一二五二條）の間に調和を設けやうとするのである。その調和なくしては學問的な感覺を非常に害する不調和が生ずるに違ひない。構成は屢々さうである如く此問題に於ても亦法的構造の統一性と單純性を保護するに欠くべからざる手段で

ある』(七四頁―七五頁)。

×

×

×

エルトマンの結論は折衷的である。その事は既に本書の第一頁から第七頁からも想像されうるのであるが次の様である。

『概念は實定的法内容を作り出すものではないがその法律技術的立法的形成、その合理的體系的把握並びに組織立ての爲には不可欠の手段である』(六四頁)。

言ふまでもなく極めて平凡な結論である。讀者は本書の結論よりもそれに至る具體的な個々の實證的説明に於て裨益し啓發される所大であらう。